

## 令和4年度 宮城県社会福祉協議会事業計画

### 経営理念

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

### 経営方針

- 1 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための“地域づくり”の推進
- 2 被災地域の再生に向けた市町村協等と連携・協働による継続支援
- 3 地域における福祉サービスの担い手の支援
- 4 質の高い福祉サービスを支える体制の構築
- 5 各種団体とのネットワークの強化
- 6 より信頼される法人を目指した運営基盤の強化

## 令和4年度事業の基本的な考え方

近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展に伴い、家族間や地域における支え合いの機能が弱まり、コロナ禍や非正規雇用など複合的な要因による生活困窮、8050問題などの社会的孤立やダブルケアといった課題を引き起こし、福祉ニーズは複雑化しており、既存の社会保障や福祉政策では対応しきれない状況にあります。

そうした中、国は社会福祉法を改正し、地域住民の参画と協働により誰もがともに支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を円滑に行えるよう、令和3年に創設した「重層的支援体制整備事業」の活用により、地域住民が抱える困難な問題をワンストップで受け止める包括的な支援体制の整備を進めることとしています。

宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）としても、県と連携・協力し、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ、地域福祉活動を推進する関係機関等で構成する「宮城県地域共生社会推進会議」の運営を通じて、情報・課題の共有や、実態調査及び情報発信を行い、各市町村における地域共生社会の実現へ向けた取組・事業が円滑に進められるよう、積極的に取り組んでいきます。

現下の新型コロナウイルスの感染拡大によって、地域における市民活動、地域づくりが停滞し、あわせて福祉人材の確保・育成の機会が減少するなど、著しい影響を受けていますが、「新しい生活様式」を踏まえた事業展開を継続し、その課題解決に努めながら地域福祉の推進を図ります。また、運営施設、事業所においても感染予防の徹底に取り組み、利用者の安全や安心の確保に努めます。

県社協では、これらの社会動向・地域状況を踏まえ、「宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画」（以下「地域福祉推進計画」という。）に基づいた各種事業の推進と、「被災地（者）支援指針」の普及、理解促進を図りながら被災地域の再生に向けた取組を継続してまいります。また、限られた財源の効率的な活用、各種事業の充実、施設・事業所の適正な運営等、組織体制の強化を図ります。

以上により、県社協の理念・使命を果たすため、次の事務事業に取り組めます。

## 主な事務事業

### 1 住民主体の“地域づくり”を進める市町村社協・NPO法人などとの連携・協働を図り、地域福祉活動を推進します。

[地域福祉 推進計画…基本目標 1－(1)(2)(4)]

100,745千円

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

地域共生社会の実現に向け、地域福祉活動を推進している関係機関等を構成員とした「宮城県地域共生社会推進会議」を県との連携・協働により運営し、情報交換、課題共有及び普及啓発等を通じて、包括的な支援体制の構築を図ります。

市町村や関係機関等から「重層的支援体制整備事業」実施に向けた要請を受け、「宮城県地域共生社会推進会議」で選定したアドバイザーを派遣し支援します。また、コミュニティソーシャルワークの視点をもった人材を育成するため、「コミュニティソーシャルワーク実践研修」や、「コミュニティソーシャルワークステップアップ研修」、事例検討会等を実施し、社協及び地域福祉関係職員の資質の向上に取り組みます。

#### (2) 地域福祉活動の推進

地域福祉の活動を住民組織と共助で効果的・効率的に実践するために「地域福祉活動計画」を策定する市町村社協の支援を行うほか、宮城県民生委員児童委員協議会、各種別協議会・NPO等の関係福祉団体と連携し、新たな地域生活課題等の解決に取り組みます。

介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑な実施に向けて市町村支援のプラットフォームとして宮城県が設置する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」の事務局運営業務を通じて、市町村が取り組む多様な生活支援ニーズに対するサービスの充実を支援します。

#### (3) 市町村社協の基盤強化と社協間のネットワークの充実

市町村社協の各種事業を支援し、実施基盤の強化を図ります。また、宮城県市町村社協連絡会によるネットワーク・関係づくりの更なる充実を図ります。

#### (4) 地域福祉の推進のための情報の発信

地域福祉の推進に向けた情報発信として、宮城県社会福祉大会、地域共生社会実現に向けたフォーラム、各種研修会の開催やホームページで発信する情報の拡充、広報誌「福祉みやぎ」の発刊等を行い幅広く普及啓発に努めます。

### 2 多様なボランティア・市民活動が、地域でいきいきと展開できるよう支援します。

[地域福祉推進計画…基本目標 2－(1)(2)(3)]

110,085千円

(1) 多様なボランティア活動や市民活動に対する支援の強化

市町村社協が設置するボランティアセンター（以下「社協VC」という。）機能充実に向けて、「担当者会議」の開催や社協VC運営に関する現地相談などの支援を行います。また、大規模災害等に備え「災害ボランティアセンター設置・運営責任者研修」や「応援スタッフ養成研修」等により人材育成に努めその体制整備を推進します。

(2) 地域福祉活動を実践する人材の育成

地域福祉活動実践者、ボランティアコーディネーター等の育成のための研修等、市町村社協等への事業助成を行い住民主体の地域活動を推進できる人材の育成に努めます。

高齢者を対象とした「宮城いきいき学園」の運営により地域貢献活動へ参画できる人材育成に努めます。

(3) 地域住民への福祉教育などの推進

福祉教育に関する基本的な考え方や推進手法を学ぶとともに、意見交換を行う学習会等を開催します。また、市町村社協と協働し、住民に対する福祉教育・防災教育を切り口とした福祉活動を通じて小地域福祉活動の活性化を図ります。

福祉人材センターによる「福祉のお仕事魅力探究セミナー」等を実施し、小中高校生を対象に社会福祉への理解促進を図ります。

(4) 元気高齢者への社会参加の支援

高齢者の生きがいや健康づくりを促進するため、高齢者のスポーツ・文化の祭典である「第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会（ねんりんピックかながわ2022）」への選手派遣や「宮城シニア美術展」を開催します。また、いきいき学園の授業等の中で、民生委員・児童委員や地域福祉活動推進員等の取組を紹介するなど地域活動の担い手増へ向けた情報提供を行います。

**3 大震災における被災地域の市町村社協の支援を通じて、地域福祉推進の観点から被災住民等の自立・生活再建に努めます。**

[地域福祉推進計画…基本目標1－(3)]

15,818千円

(1) 被災地域市町村社協への支援

被災地域市町村社協が、多様な課題を抱える被災者への支援とあわせ、住民主体の地域づくりに取り組めるよう被災市町村社協の個別ニーズに対応した支援を行います。また、「支援関係機関合同会議」（「被災地支援連携復興会議」、「みやぎ広域支援団体連携担当者会議」等）を実施し、地域課題等の共有を行い、関係機関と協働の上、地域のニーズに沿った支援を展開します。

(2) 地域コミュニティ構築支援

災害公営住宅等で新たな生活をスタートする住民同士の交流やつながりづくりを行う市町村社協に対し、要支援者の見守り活動や助け合い活動の仕組みづくり等の支援に取り組みます。

(3) 「被災地（者）支援指針」を踏まえた各種事業の実施

県社協が策定した「被災地（者）支援指針」を踏まえ、行政、市町村社協及びNPO団体等と連携した各種事業を展開します。また、今後発生する大規模災害に備え、東日本大震災後の復興支援から得た知見が県内全域に広く波及するよう、本指針の普及・理解促進に努めます。

**4 福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します。** [地域福祉推進計画…基本目標3－(1)(2)(3)]

857,743千円

(1) 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施

新しい生活様式を踏まえた多様な研修形態により、福祉・介護人材の専門性の向上及びスキルアップを図るため、「社会福祉従事者研修」、「資格取得研修」等を開催し、福祉施設及び事業所等が提供する福祉サービスの質の向上を図ります。

(2) 幅広い人材確保の取組の推進

「福祉人材職業無料紹介事業」による福祉の職業紹介と就労斡旋をはじめ、公共職業安定所や教育機関等と連携した「福祉の仕事就職面談会」の開催や年齢等に応じた進路・就業相談の実施、福祉・介護人材の確保・定着へ向けた研修等を実施します。また、「介護福祉士等修学資金貸付」や「保育士修学資金貸付・保育士再就職支援貸付」・「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付」・「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」の各事業の推進により人材の確保と定着に努めます。さらに、新規事業として「福祉系高校修学資金貸付」及び「介護就職支援金貸付（介護分野、障害福祉分野）」を実施し、福祉人材の確保への取組を拡充します。

(3) 福祉事業者への経営支援の実施

現状の問題・課題について、社会福祉法人等のニーズに対応するため、弁護士公認会計士、社会保険労務士等の専門員相談による「社会福祉経営相談」を実施するなど健全な経営基盤を確立できるよう支援を行います。

福祉サービス第三者評価機関として社会的養護関係施設の評価を行い、サービスの質の向上を促します。

## 5 県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。〔地域福祉推進計画…基本目標4－(1)(2)(3)(4)〕

2, 104, 997千円

### (1) 県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化

県社協が運営する事業所において、住民が主体となって行う小地域における生活支援活動、ボランティア活動などがより多くの地域で実施され、また、その活動が継続的・効果的に実施されるよう市町村社協と連携・協働しながら、各種講習会、講座などを開催し圏域の地域福祉の推進に努めます。

### (2) 市町村域における包括的な相談支援体制構築の支援

県社協が実施する各相談支援事業において、当該市町村域などの支援機関の一員として横断的なネットワーク化に参画し、包括的な相談支援体制の構築に向けて取り組みます。

### (3) 県内の市町村社協、社会福祉法人等における「子どもの貧困対策事業」への支援

地域における子どもの貧困対策として、子ども食堂などの、子どもの居場所づくりに取り組む県内の市町村社協、社会福祉法人へ助成などの支援を行います。

### (4) 権利擁護の推進

「日常生活自立支援事業(まもり一歩事業)」では、認知症高齢者や障害者等で判断能力が不十分な方に対し、そのニーズに即した福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理援助等を行い、地域で安心して暮らせるよう自立支援を行います。また、社協職員及び行政担当職員等を対象に「権利擁護セミナー」を開催し、地域における総合的な権利擁護体制の構築が促進されるよう支援します。

「運営適正化委員会」では、福祉サービスを利用する方々からの相談や苦情の解決に努めます。

その他、事業者及び第三者委員を対象に研修会の開催や苦情解決制度の周知を図るため、広報・啓発活動等を推進します。

### (5) セーフティネット機能の充実・強化

経済的困窮者や低所得世帯に対し、市町村社協や民生委員による相談支援を通じて生活実態を把握し、その世帯に即した生活福祉資金の貸付けによる生活の自立を支援します。また、その債権管理については、償還計画に基づき適正に返済されるよう、関係機関と連携して償還指導に努めます。

「中国帰国者支援・交流センター」の運営(日本語学習支援・生活相談・就労支援・地域支援交流等)により、中国帰国者が地域で安心して暮らすことができるよう自立支援を行います。

高齢者や障害者等で在宅生活が困難な方々に対し、県社協が運営する社会福祉施設やグループホーム等で生活(自立)支援を行います。

## 6 各種団体が実施する福祉活動を推進します。

〔地域福祉推進計画…基本目標5－(1)〕

13,337千円

### (1) 各種団体の取組に向けた支援

種別を超えた懇談会や定期訪問・研修・セミナー等を開催します。また、種別協議会等の共通課題や要望・提言などを取りまとめ、国・県・全社協等へ提出します。また、関係団体からの要望に応じ応援職員を派遣します。

### (2) 災害福祉広域支援ネットワークの構築

災害時における要配慮者への支援や避難環境の改善を図るため、福祉関係者と自治体の連携による「宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」の事務局運営業務を通じて、部会運営や福祉専門職によるチーム員派遣研修を実施し、支援体制の構築に努めます。

## 7 より信頼される県社協を目指し、組織基盤を強化します。

〔地域福祉推進計画…基本目標6－(1)〕

4,580,080千円

### (1) 法人機能の強化及び財源確保

コンプライアンス（法令遵守）を基本に事務事業の進捗状況を把握し、計画的な予算の執行、基金の運用、資金の確保など、財務管理と不祥事防止など運営上のリスク管理の徹底を図り健全な法人運営に努めます。また、限られた補助金・委託費等の効率的な執行や基金の的確な運用を図り運営基盤の強化に努めます。

### (2) 人材確保及び人材育成

適正なサービスの提供及び事業の円滑な実施に向け、定年退職者の推移及び実施事業の状況に応じて職員を採用し人材の確保に努めます。

さらに県社協職員研修規程に基づき、人材育成研修システムの実践により職員一人一人のスキルアップに努めます。また、組織全体として専門職員研修や職員自主企画事業の推進等により、専門性の高い福祉人材の育成に努めます。

### (3) 社会福祉施設等の適正な運営

指定管理施設及び設置施設・事業所等の運営にあたっては、高齢者や障害児(者)等に施設入所支援をはじめ、生活介護・通所介護・相談事業等において、質の高い福祉サービスを提供し、地域で自立した生活が送れるよう適正な運営に努めます。また、高齢化や重度化など、利用者の状況に応じた施設整備、改修等を適宜行い安心・安全な生活の確保に努めます。

さらに、近年頻繁に発生している水害・土砂災害等の自然災害への備えとして、防災計画に基づいた訓練等を行います。また、防犯に係る安全対策も継続します。

## 8 新型コロナウイルス感染症への対応

### (1) 感染予防の徹底と対応

各種事業の推進，指定管理施設及び設置施設・事業所等の運営にあたっては，サーマルカメラの設置，手指消毒，マスクの着用，三密回避等に加え，各種事業等の実態に即した対策を徹底し感染予防に努めます。また，感染予防に関する注意喚起，職員の服務等に関する通知を発出し，感染予防への意識向上を図るとともに，「新しい生活様式」を踏まえた事業展開を行います。

運営施設においては，感染症対策に必要な研修会を行うとともに，ゾーニングや職員配置などのシミュレーションを行い，感染症発生時には速やかに対応し，利用者の安全な生活を確保します。

### (2) 他法人で発生時の職員派遣等

県内の障害者入所施設において，新型コロナウイルス感染症が発生し，サービスの継続が困難となった場合には，県内法人間の応援派遣職員の調整を行うとともに，県社協として職員派遣体制を整備の上，関係機関等からの派遣要請があった場合には，円滑に職員の派遣を行います。